

知っておきたい規則とルール

)uestion

先日、1級審判検定会を受けた者です。その後、ハンドブックを見直したところ疑問点が出てきましたので質問 させてください。

競技規則第26条 (サービスのレット) の (2) イ③および第30条 (レシーブ時の失ポイント) の (4) に 「レシー ブするプレーヤーのパートナーがサービスされたボールが入るべきサービスコートに触れた場合」という条文があ ります。ここでは単に「パートナー」としか表現されていませんが、他の条文では「パートナーのラケット、身体 又は着衣 | というように明確に表現されています。何か表現を変えている意味があるのでしょうか? 私的には同 じ意味ではないかと理解しています。よって、以下の場合の解釈で合っていますでしょうか?

(レシーブするプレーヤーのパートナーの)

- ①ラケットが触れた場合(手から離れたものや、一旦他の場所に落ちた後に転がって入った場合も含む)→該当。
- ②帽子が風などで飛んで直接触れた場合→該当。
- ③帽子が風などで一旦他の場所に落ちた後に風で動いて触れた場合→非該当。 以上、よろしくお願いします。

サービスされたボールがネット又はネットポストに触れた後、そのボールがコート、アウトコート、審 判台又はフェンス等に触れる前にレシーブするプレーヤーのパートナーがサービスされたボールが入るべ きサービスコートに触れた場合、及び、レシーブをするプレーヤーがレシーブを終わる前に、パートナー がそのサービスコートに触れた場合は、そのパートナーの身体 (足を踏み込む) がそのサービスコート に入った場合に適用します。

1級検定試験お疲れ様でした。事前にハンドブックにつ いて学習され、検定会の後も復習された結果が今回のご 質問になったのでしょうね。ところで、講習会等での説 明はシンプルにパートナーそのもので説明をしてきまし た。この度パートナーとはプレーヤーなのでラケットや着 衣に含まれる帽子に至るまで問題視されておられますが、 この付属物は問題にしないことになっています。そこで、 競技規則第26条(サービスのレット)の(2)イ③およ び第30条(レシーブ時の失ポイント)の(4)の「パー トナーーにはそれなりの意味があると言ってよいでしょう。

第26条は、サービスされたボールがネット又はネット ポストに触れた後、レシーブをするプレーヤーのパート ナーがサービスコートに触れた場合(レット)。第30条は、

トナーがそのサービスコートに触れた場合(インターフェ ア)。とあります。

第26条はサービスされたボールがネット又はネットポ ストに触れた後、サービスコートに落ちるかフォールトに なるまでにレシーバー側に失ポイントとなる行為があった 場合はレットになります。

従って、パートナーがサービスされたボールが入るべ きサービスコートに触れたが該当します。第30条は、レ シーブをするプレーヤーがレシーブを終わる前に、パー トナーがそのサービスコートに触れた場合。この件はパー トナーの身体そのものを指しており付属物は別扱いをし ているのです。従って、解釈の①、②も該当しません。 例えばラケット・帽子について言えば、レシーバーに不利 レシーブをするプレーヤーがレシーブを終わる前に、パー … になってもサーバー側に不利になることはありません。

ところで極論から言えば、パートナーがインターフェアになることで、レシーブをするパートナーが相手ネットプレーヤーの前に立って、レシーブをアタックする時に邪魔することが成立しないように歯止めすることにあります。

従って、ここでパートナーと記載された条文はシンプルに身体のみとして考えを改めてみましょう。と言うことで、この件については拡大解釈され解釈に違いが生じました。今後一層研修を積まれ1級に合格された暁には2級審判員やジュニアの指導、大会のレフェリー等で活躍される事を期待しています。

【関連規則】

競技規則第26条 (サービスのレット) (2) ③

競技規則第30条 (レシーブ時の失ポイント) (3)

ジュニア審判マニュアル

競技規則について 7. (6)

サービスがレット (そのサービスのやり直し) となるのは

どんなときか? ② (ウ)

競技規則について 8. (2)

レシーブでポイントを失うときはどんなときか? ④

ネットに当たって跳ねて いる間にサービスコート

にパートナーが入った

